

「ユニット型指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

社会福祉法人 恵心会
特別養護老人ホーム 清谿園

当施設は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4670101106号)

当施設はご契約者に対してユニット型指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

(R6.8.1～)

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	12
7. 残置物引取人	14
8. 苦情の受付について	15

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 恵心会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県鹿児島市山田町3828番地 |
| (3) 電話番号 | 099-264-0001 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 藤川 忠宏 |
| (5) 設立年月 | 昭和47年11月30日 |

2. ご利用施設

- (1) **施設の種類** ユニット型指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
鹿児島県4670101106号
- (2) **施設の目的** 福祉サービスを必要とする方が、心身ともに健やかに生活され、または社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を提供するとともに、その環境、年齢及び心身の状態に応じて、必要なサービスを提供できるよう援助することを目的とします。
- (3) **施設の名称** 特別養護老人ホーム清谿園
- (4) **施設の所在地** 鹿児島県鹿児島市山田町3828番地
- (5) **電話番号** 099-264-0001
- (6) **施設長（管理者）氏名** 原田 俊
- (7) **当施設の運営方針**
- ・ 認知症高齢者と入所者の高齢化並びに重度化に対応できる専門機能の確立をはかり、個々のニーズ、状態にあった介護を提供する。
 - ・ 利用者本位の施設運営生活形態をはかり、プライバシーの保護と生活の向上につとめ、心豊かな生きがいのもてる施設づくりにつとめる。
 - ・ マンパワーの確保、養成をはかり、魅力ある職場づくりに取り組む。
- (8) **開設年月** 昭和48年7月1日
- (9) **入所定員** 110人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全室個室になります。

・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	110室	
合計	110室	110床
食堂	15室	
多目的ホール	1室	
浴室	12室	個室3 個室（リフト浴）6 特殊浴室2 一般浴室1
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	43名以上	43名
3. 看護職員	3名以上	3名
4. 生活相談員	2名以上	2名
5. 機能訓練指導員	1.4名以上	1.4名
6. 介護支援専門員	1.4名以上	1.4名
7. 医師（非常勤嘱託）	1名以上	必要数
8. 栄養士（管理栄養士も含む）	1名以上	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師（嘱託）	毎週火・土・緊急時
2. 介護職員	早朝： 7：30～16：30 日中： 8：30～17：30 遅出：13：30～22：30 夜間：22：30～ 7：30 8名
3. 看護職員	早朝： 7：00～16：00 日中： 8：00～17：00 遅出：10：00～19：00
4. 機能訓練指導員	8：00～17：00

☆土日も上記と同じです。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に応じて）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床してお食事をとっていただきます。食事は基本的には食堂で食べていただきますが、ご希望があれば好きな場所で食べていただけるよう配慮いたします。ただし入居者様の安全を考慮しまして状況によってはご希望どおりにいかない場合もあります。
- ・(食事時間)
お食事は、ご本人様の希望される時間もしくは覚醒にあわせた時間で食べていただきたいと思えます。ただし、衛生面を考えると調理後2時間以内に食べていただくことが望まれます。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・理学療法士（非常勤）と機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

<ユニット型介護福祉施設サービス費>

(1日につき)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,700 円	7,400 円	8,150 円	8,860 円	9,550 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,030 円	6,660 円	7,335 円	7,974 円	8,595 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
4. 個別機能訓練加算Ⅰ	12 円				
5. 日常生活継続支援加算Ⅱ	46 円				
6. 夜勤職員配置加算Ⅱ	18 円				
7. 看護体制加算Ⅰ	4 円				
8. 看護体制加算Ⅱ	8 円				
9. サービス利用額合計 (3＋4＋5＋6＋7＋8)	758 円	828 円	903 円	974 円	1,043 円

※ 介護職員等処遇改善加算：別途「介護保険自己負担額の合計額」に14%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります。

10.その他介護給付サービス加算（必要時）

加算	加算条件	利用料金	介護給付額	自己負担
初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、入所した場合、30日加算	300 円/日	270 円/日	30 円/日
入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊の場合6日を限度として加算。（ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません）	2,460 円/日	2,214 円/日	246 円/日
経口移行加算	経管により食事を摂取する利用者が経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合（180日を限度）	280 円/日	252 円/日	28 円/日
経口維持加算Ⅰ	経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものに対して他職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合	4,000 円/月	3,600 円/月	400 円/月
経口維持加算Ⅱ	医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士のいずれかが会議等に加わった場合	1,000 円/月	900 円/月	100 円/月
個別機能訓練加算Ⅱ	厚生労働省に情報の提出し情報を活用する	200 円/日	180 円/日	20 円/日

口腔衛生管理 加算Ⅰ	歯科医師・歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い介護職員に対し、技術援助及び指導を行った場合	900円/月	810円/月	90円/月
口腔衛生管理 加算Ⅱ	口腔機能改善管理指導計画の情報を厚生労働省に提出し情報を活用する	1,100円/月	990円/月	110円/月
褥瘡マネジ メント加算(Ⅰ)	褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を3月に1度厚生労働省に提出し褥瘡ケア計画を作成する	30円/月	27円/月	3円/月
褥瘡マネジ メント加算(Ⅱ)	施設入所時、サービス利用開始時に評価を行い発生リスクがあるとされた入所者に褥瘡の発生がないこと	130円/月	117円/月	13円/月
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	60円/食	54円/食	6円/食
安全対策体制 加算	担当者を配置し施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施	200円/入所時	180円/入所時	20円/入所時
科学的介護推 進体制加算 (Ⅰ)	入所者ごとの心身の状況に関わる基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報を活用する	400円/月	360円/月	40円/月
科学的介護推 進体制加算 (Ⅱ)	入所者ごとの心身の状況に疾病の状況を加えて厚生労働省に提出し情報を活用する	500円/月	450円/月	50円/月
若年性認知症 入所加算	64歳以下で認知症を発症された方の入所の場合	1,200円/日	1,080円/日	120円/日
栄養マネジ メント強化加算	栄養ケア計画に従い規定回数以上食事の観察を行い食事の調整または栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用する	110円/日	99円/日	11円/日
協力医療機 関連携加算(1)	相談体制と診療体制の確保と医師が診療を行い入院を要する場合受け入れる体制を確保を行っている場合。1年に1回以上医療機関との間で急変が応じた場合の対応方法の確認、また退院後に速やかに再入所できるように努める場合	1,000円/月	900円/月	100円/月
協力医療機 関連携加算(2)	1年に1回以上医療機関との間で急変が応じた場合の対応方法の確認、また退院後に速やかに再入所できるように努める場合	50円/月	45円/月	5円/月
退院時情報提 供加算	医療機関へ退所する際に心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合	2,500円/回	2,250円/回	250円/回
高齢者施設等 感染対策向上 加算(Ⅰ)	新興感染症の発生時の対応を確保し感染症別の対応を取り決め、協力医療機関と連携し対応。また医療機関等が定期的に研修または訓練に1年1回以上参加している場合	100円/月	90円/月	10円/月
高齢者施設等 感染対策向上 加算(Ⅱ)	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染制御等に係る実地指導を受けている場合	50円/月	45円/月	5円/月
新興感染症等 施設療養費	厚生労働省が定める感染症に感染した場合、入院調整を行う医療機関を確保し感染対策を行い介護サービスを行った場合	2400円/日	2160円/日	240円/日

認知症チームケア推進加算 (I)	認知症の占める割合が2分の1以上であり専門の研修を修了した職員の配置しチームケアで計画、評価を実施	1500 円/月	1350 円/月	150 円/月
認知症チームケア推進加算 (II)	認知症の占める割合が2分の1以上でありチームケアで計画、評価を実施	1200 円/月	1080 円/月	120/月
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者に栄養管理に関する情報を提供した場合	700 円/回	630 円/回	70 円/回
生産性向上推進体制加算 (I)	(II) の要件を満たし、業務改善の取組による成果を確認し見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合	1000 円/月	950/月	100 円/月
生産性向上推進体制加算 (II)	生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行い、データ提供を行った場合	100 円/月	95 円/月	10 円/月
看取り介護加算 (I)	当該基準に掲げる区分に従い、死亡日以前 45 日を上限として加算する。施設を退所した月と死亡した月が異なる場合でも算定する場合がある。その為、入所していない月に請求が発生することがある	死亡日		1,280 円
		死亡の前、前々日		680 円
		死亡日の 4-30 日前		144 円
		死亡日の 31- 45 日前		72 円
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のための講じられていない場合は基本報酬を減算する	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算		
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算		
業務継続計画未実施減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する	所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算		

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※介護保険負担割合証に定める割合額に応じて変動があります。記載に関しては1割の金額となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

②滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日あたり）のご負担となります。

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

11.食費に係る自己負担額	
被保険第1段階	300円
被保険第2段階	390円
被保険第3段階①	650円
被保険第3段階②	1,360円
被保険第4段階以上	1,445円

*朝食380円 昼食665円 夕食400円

12.居住に係る自己負担額	
被保険第1段階	880円
被保険第2段階	880円
被保険第3段階①	1,370円
被保険第3段階②	1,370円
被保険第4段階以上	2,300円
自己負担合計額 (9+10+11+12)	

③ 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④ 理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、美容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費相当額

⑤ 重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。
- 利用料金：一月1000円（預貯金管理、小遣い金管理）
銀行の手数料は自己負担になります。

レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂く事ができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	1日－新年祝賀式（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。 初笑い狂句大会	
2月	3日－節分（施設内で豆まきを行います。） 建国記念日行事	
3月	3日－ひなまつり（雛壇をつくり、飾り付けを行います。）	
4月	春季文化祭－中庭の舞台にて、利用者様・ご家族様と一緒に演芸に参加したり、観覧して一日を過ごします。	
5月	第2日曜日－母の日行事（ご家族と一緒に楽しめる行事を用意しています。）	
6月	外庭食－天気の良い日に外庭にて夕食をたのしみます。 （5月～7月まで）	
7月	創立記念式典－当園の創立記念を一緒に祝います。	
8月	夏祭り－秋の夜長を、ご家族と一緒に演芸や花火を楽しみます。 関係物故者追悼法要－当園の関係物故者を一緒に追悼法要いたします。	
9月	敬老の日行事－敬老の日をご家族と一緒にお祝いします。（家族会総会） ぶどう狩り－ぶどう園におやつをもって行き、楽しいひとときを過ごします。	
10月	観月会－十五夜の夜に外庭にて夕食・レクリエーションを楽しみます。	
11月	観音祭り、氏神祭り 秋季文化祭－中庭の舞台にて、利用者様・家族様と一緒に演芸に参加したり、観覧して一日を過ごします。	

12月	クリスマスパーティー 年忘れ狂句大会 餅つき	
-----	------------------------------	--

毎月誕生会を行っております。

ii) クラブ活動

硬筆、さつま狂句、太極拳、大正琴、生け花、三味線、英会話、詩吟、ナツメロ、舞踊、手芸、フラダンス、コーラス、器楽、カラオケ（材料代等の実費を頂きます。）

⑥ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑧ 電化製品使用代 居室でテレビなどの電化製品をお使いになられる場合は、電気代をご負担いただきます。

1日 50円（冷蔵庫 別途50円）

⑨ 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日）

〈ユニット型特養個室〉

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金	10,798円	11,478円	12,208円	12,898円	13,568円

ご契約者が、要介護認定で自立、又は要支援と判定された場合 10,430円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日(土日祝日の場合は翌営業日)に指定の金融機関の口座より自動引き落としにてお支払いいただきます。

ただし、自動引き落としの手続きが完了するまでは翌月25日までにお振込みにてお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 指定金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

鹿児島銀行、ゆうちょ銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美信用組合、九州労働金庫、鹿児島県信用農業協同組合連合会(JAグループ鹿児島)、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、琉球銀行、沖縄銀行、宮崎太陽銀行

イ. 下記指定口座へ振り込み

鹿児島銀行 星ヶ峯支店 普通預金 (951993)

しゃかいふくしほうじん けいしんかい りじちやう ふじかわただひろ
社会福祉法人 恵心会 理事長 藤川忠宏

※ア、イにかかる振込手数料はご負担いただきます。

引き落としの前日までに指定の金融機関の口座へご入金くださいますようお願いいたします。残高不足により引き落としができなかった際も手数料をご負担いただきますのでご了承ください。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	中尾内科胃腸科
所在地	鹿児島市皇徳寺台3丁目24番8号
診療科	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科

医療機関の名称	竹之内内科クリニック
所在地	鹿児島市星ヶ峯1丁目6番16
診療科	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科

医療機関の名称	つみのり内科クリニック(嘱託医)
所在地	鹿児島市中山町5157-1F
診療科	内科、循環器科、抗加齢医学

医療機関の名称	三宅病院
所在地	鹿児島市谷山中央7丁目3-1
診療科	内科、呼吸器内科、消火器内科

医療機関の名称	植村病院
所在地	鹿児島市伊敷2丁目1番2号
診療科	内科、外科、循環器科、消化器科、呼吸器科、心臓血管外科

医療機関の名称	児玉整形外科
所在地	鹿児島市谷山中央1丁目5002番地
診療科	整形外科

医療機関の名称	森園整形外科
所在地	鹿児島市山田町3323-3
診療科	整形外科

医療機関の名称	中野脳神経外科
所在地	鹿児島市東開町3-163番地
診療科	脳神経外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	丸谷歯科
所在地	鹿児島市山田町2277-7

③協力眼科病院

医療機関の名称	鹿児島みなみ眼科
所在地	鹿児島市山田町1641-1

④協力皮膚科病院

医療機関の名称	中山皮ふ科
所在地	鹿児島市中山町5237-1

⑤協力耳鼻科病院

医療機関の名称	もりやま耳鼻咽喉科
所在地	鹿児島市田上2丁目15番11号

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に決めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人

契約締結にあたり、ご家族の代表として、身元引受人をお願いします。入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を兼ねていただきます。(契約書第21条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用についてはご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 [職名] 生活相談員室長 (担当者) 加治木 徹也
- 受付時間 毎日 8:00～17:00
- 電話番号 099-264-0001

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長 寿部 介護保険課給付係	所在地 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話番号 099-216-1280 FAX 099-219-4559 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課介護相談	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会 事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正 化委員会	所在地 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター5階 電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 9:00～16:00

令和 年 月 日

ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム清谿園

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名 _____ 住所 _____

家族代表氏名 _____ 住所 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根4階建

(2) 建物の延べ床面積 6,445.86㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年4月1日指定 鹿児島県4670101106号
定員30名(空床も利用できる)

[デイサービスセンター花時計] 平成12年3月9日指定
鹿児島県4670101510号 定員100名

[居宅介護支援事業] 平成12年9月21日指定 鹿児島県4670100298号

[訪問介護ステーションおかめ会] 平成12年3月22日指定
鹿児島県4670101841号

[訪問入浴介護事業所] 平成12年3月17日指定 鹿児島県4670101775号

[グループホームどんぐり] 平成18年3月20日指定
鹿児島県4670105206号 定員18名

[デイサービスセンターひめゆり] 平成19年1月10日指定
鹿児島県4670105842号 定員18名

[ケアハウスしゅうゆう] 平成24年4月1日指定
鹿児島県4690100849号 定員29名

(4) 施設の周辺環境*

周辺は、住宅地に囲まれてはいるが、施設周辺は、緑に囲まれとても景色もよくのどかな所である。日あたりもよく、全室窓があり採光も申し分ない。

(5) 非常災害対策

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する火災、地震、風水害、津波、火山災害に対する非常災害計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に避難・救出訓練を行う。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。看護職員とあわせ3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。
2名以上の機能訓練指導員を配置しています。(常勤換算で1.5以上)

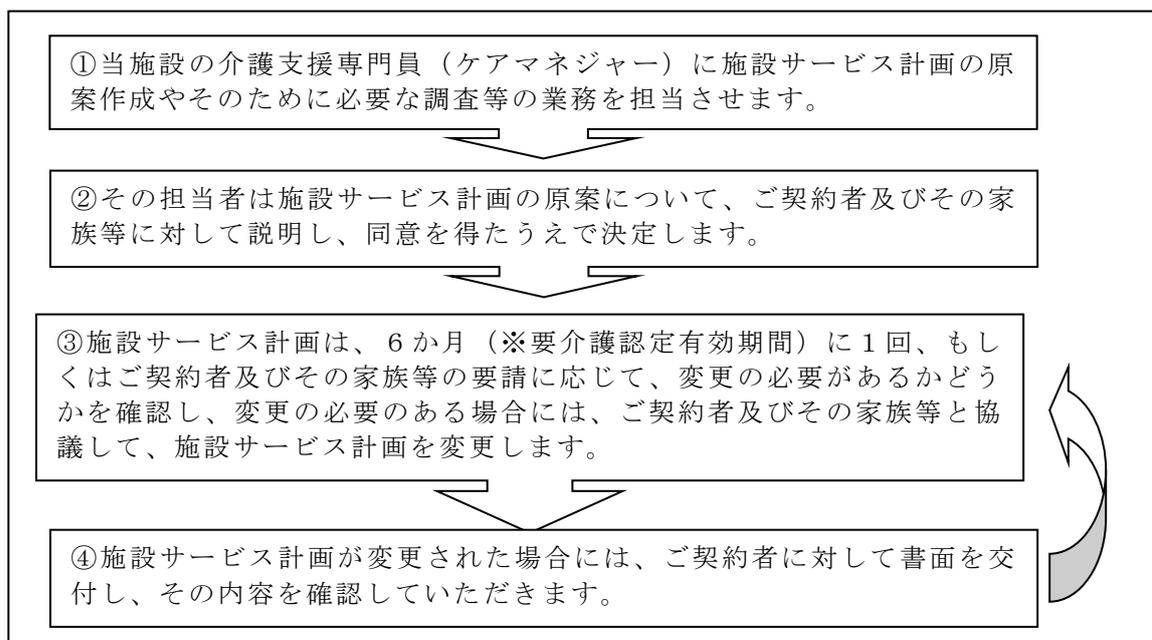
介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
2名以上(常勤換算で1.5以上)の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
非常勤で1名以上の医師を嘱託医として配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物…… ナイフ、フォーク、はさみ、裁縫道具（針等）

(2) 面会

面会時間 8:00～21:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、生もの、危険物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5(2)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

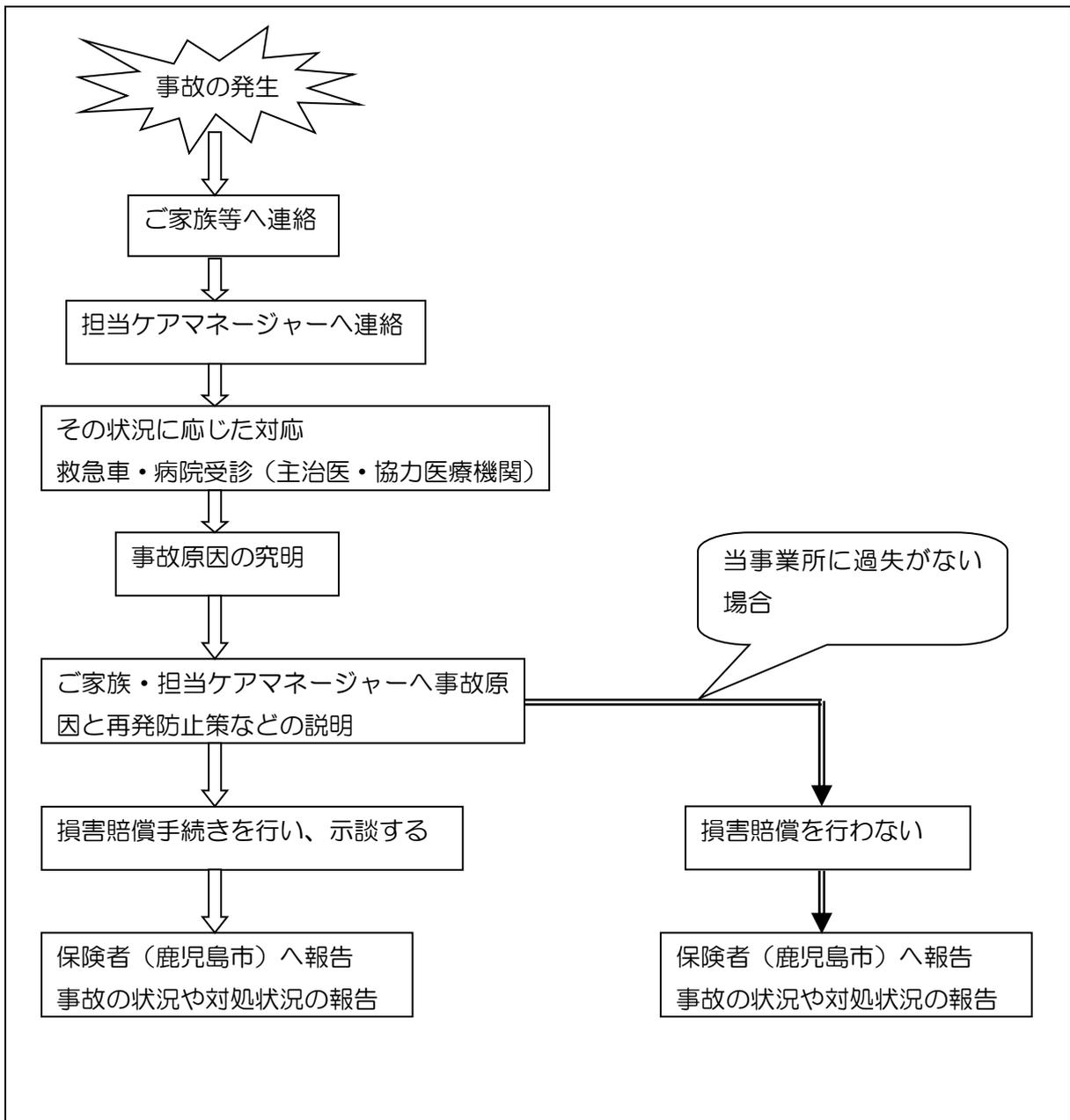
(6) 喫煙

施設敷地内での喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応について

当事業所において、事故が発生した場合は、事業者は速やかに以下の方法により対処することとします。

- (1) 当事業所において、利用者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町村などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。
- (2) 当事業所において発生した事故の状況や事故に際してとった処置について記載し、5年間保存します。
- (3) 当事業所において発生した事故については、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (4) 損害補償については、原因究明を行い、当園に過失がみられると判断した場合のみ当事者間で協議の上、速やかに行うものとします。(詳細は7. 損害賠償について、を参照してください)



7. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。